測定の概要

1 測定期間

令和4年6月~令和5年3月

2 測定機関

茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内58地点(36市町)において 地下水質の測定を実施した。測定地点の位置は別図のとおりである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺の井戸について、地下水質の 測定を実施した。

(3) 継続監視調査

平成元年度から令和3年度の調査において、砒素、トリクロロエチレン等が環境基 準を超過した井戸について、水質の経年的な推移を把握するために測定を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

1) カドミウム

4) 六価クロム

7) PCB

10) クロロエチレン

13) 1,2-ジクロロエチレン

16) トリクロロエチレン

19) チウラム

22) ベンゼン

25) ふっ素

2) 全シアン

5) 砒素

8) ジクロロメタン

14) 1, 1, 1-トリクロロエタン

17) テトラクロロエチレン

20) シマジン

23) セレン

26) ほう素

3) 鉛

6)総水銀

9) 四塩化炭素

11) 1, 2-ジクロロエタン 12) 1, 1-ジクロロエチレン

15) 1, 1, 2-トリクロロエタン

18) 1, 3-ジクロロプロペン

21) チオベンカルブ

24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

27) 1,4-ジオキサン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で検出された有害物質等について測定を行った。(硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素、ふっ素、ほう素については環境基準を超過した場合のみ。)

(3) 継続監視調査

鉛、六価クロム、砒素、四塩化炭素、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにふっ素の測定を行った。

5 測定方法

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号) 別表の測定方法の欄に掲げる方法による。

Ⅱ 測定結果の概要

1 概況調査

県内58井戸で調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4井戸で環境基準を超過した。また、砒素が1井戸で環境基準を超過し、2井戸で環境基準値以下で検出された。さらに鉛が1井戸で環境基準値以下で検出された。詳細は下表のとおり。

概 況 調 査 結 果

測定項目	調 査井戸数	検 出井戸数	うち環境基準 超過井戸数	環境基準超過 井戸最高値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
カドミウム	58	0	0	_	0.003 以下	0.0003
全 シ ア ン	58	0	0		検出されないこと	0. 1
鉛	58	1	0		0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム	58	0	0		0.02 以下	0.005
砒素	58	3	1	0.016	0.01 以下	0.005
総水銀	58	0	0		0.0005 以下	0.0005
P C B	58	0	0		検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	58	0	0		0.02 以下	0.002
四 塩 化 炭 素	58	0	0		0.002 以下	0.0002
クロロエチレン	58	0	0		0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	58	0	0		0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0	0	0		0.1 以下	0.01
1, 2- ジクロロエチレン	58	0	0		0.04 以下	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	58	0	0		1 以下	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0	0	0		0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	58	0	0		0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン	58	0	0		0.01 以下	0.0005
1, 3- ジクロロプロペン	17	0	0		0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム	17	0	0		0.006 以下	0.0006
シマジン	17	0	0		0.003 以下	0.0003
チォベンカルブ	17	0	0		0.02 以下	0.002
ベンゼン	58	0	0		0.01 以下	0.001
セレン	6	0	0		0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	58	45	4	16	10 以下	0.02
ふっ素	58	13	0		0.8 以下	0.08
ほう素	58	20	0		1 以下	0.02
1,4- ジ オ キ サ ン	58	0	0		0.05 以下	0.005

(注)環境基準:環境基本法第16条の規定に基づき、平成9年3月に設定された。生涯にわたる飲用に際して も人の健康に影響を及ぼすことがない値。

検 出:定量下限値以上の濃度で検出されたもの。

2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において環境基準を超過または検出した地点の周辺7市町57井戸で水質調査を実施した。(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については環境基準を超過した場合のみ実施した。また、トリクロロエチレン等が検出された場合には分解生成物も併せて調査した。) その結果、砒素が3井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4井戸で環境基準を超過した。

汚染井戸周辺地区調査結果

(令和5年8月15日現在)

測定項目	調査井戸数	環境基準超過 井戸数	環境基準超過井戸 最高値(mg/L)	
鉛	2	0	_	
砒素	40	3	0.015	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	4	18	

3 継続監視調査

前年度までに確認された環境基準超過地点である43市町村400井戸について調査を行った。その結果、砒素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。詳細は下表のとおり。

継続監視調査結果

測定項目	調査井戸数	環境基準超過 井戸数	環境基準超過井戸 最高値(mg/L)		
鉛	4(3)	1(1)	-		
六 価 ク ロ ム	20(20)	8 (5)	1. 0		
砒素	73 (71)	65 (61)	0. 29		
四 塩 化 炭 素	6(6)	1(1)	0.010		
クロロエチレン	12(7)	0(0)	_		
1,1-ジクロロエチレン	12(7)	0(0)	_		
1,2-ジクロロエチレン	14(10)	2(2)	0.085		
1, 1, 1-トリクロロエタン	6(6)	0(0)	_		
トリクロロエチレン	34(30)	8 (8)	0. 26		
テトラクロロエチレン	46 (43)	22 (25)	0.74		
セレン	1(1)	1(1)	0.014		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	249 (254)	146 (156)	98		
ふっ素	3(3)	3(3)	8. 1		

(注) () 内は令和3年度の結果

表1 測定項目別測定地点数(概況調査)

衣 測定項目別測定地点数(機次調宜) 								
測定項目	測定地点数	測定回数						
カドミウム	58	1						
全 シ ア ン	58	1						
鉛	58	1						
六 価 ク ロ ム	58	1						
砒素	58	1						
総水銀	58	1						
P C B	58	1						
ジクロロメタン	58	1						
四 塩 化 炭 素	58	1						
クロロエチレン	58	1						
1,2-ジクロロエタン	58	1						
1,1-ジクロロエチレン	0	1						
1, 2- ジクロロエチレン	58	1						
1, 1, 1-トリクロロエタン	58	1						
1, 1, 2-トリクロロエタン	0	1						
トリクロロエチレン	58	1						
テトラクロロエチレン	58	1						
1,3-ジクロロプロペン	17	1						
チ ウ ラ ム	17	1						
シマジン	17	1						
チォベンカルブ	17	1						
ベンゼン	58	1						
セレン	6	1						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	58	1						
ふっ素	58	1						
ほ う 素	58	1						
1,4- ジ オ キ サ ン	58	1						

表2 市町村別測定地点数(概況調査)											
			地点数				地点数				地点数
水	戸	市	3	9	< 15	ぜ 市	4	<u>ر</u> د	ばみらし	ハ市	0
日	<u> 77.</u>	市	6	ひ	たちな	か 市	2	小	美 玉	市	1
土	浦	市	1	鹿	嶋	市	1	茨	城	町	1
古	河	市	2	潮	来	市	1	大	洗	町	1
石	畄	市	1	守	谷	市	1	城	里	町	2
結	城	市	1	常	陸大	宮市	2	東	海	村	0
龍	ケー崎	市	1	那	珂	市	1	大	子	町	1
下	妻	市	1	筑	西	市	1	美	浦	村	0
常	総	市	0	坂	東	市	1	阿	見	町	1
常	陸 太 田	市	2	稲	敷	市	2	河	内	町	0
高	萩	市	1	カュ	すみがう	が市	3	八	千 代	町	1
北	茨 城	市	2	桜	Л	市	1	五.	霞	町	0
笠	間	市	1	神	栖	市	3	境		町	1
取	手	市	2	行	方	市	1	利	根	町	0
牛	久	市	0	鉾	田	市	1	合		計	58

(別図)概況調査測定地点図

